

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成25年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 固定資産税に係る課税の特例に関する細目

- ① 港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾（いわゆるバルク港湾）において港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、その対象資産を、輸入ばら積み貨物の荷さばきを行うための家屋及び償却資産とする等の細目を定める。
- ② 流通機能の高度化に資する物流施設に係る課税標準の特例措置について、その対象となる貯蔵槽倉庫の規模要件を6,000立方メートル以上（改正前5,000立方メートル以上）とするとともに、一定の附属機械設備を対象に追加する等の改正を行う。

(2) 事業所税に係る課税の特例に関する細目

- ① 木材加工業者等がその事業の用に供する木材保管施設に係る課税標準の特例措置について、構造が簡易なものに限ることとしている特例の対象要件を撤廃する。

3 施行期日

原則として平成25年4月1日から施行する。